政府税制調査会・金融小委員会での審議状況(経過報告)

1.審議経過

政府税制調査会・金融小委員会(委員18名、小委員長 奥野正寛)では、 金融若しくは金融税制全般に関し、これまで3回にわたり審議を行った。

本小委員会は「金融課税小委員会」ではなく「金融小委員会」とされているが、これは金融税制を議論する際、今後の金融のあるべき姿を念頭に置いて、幅広く、根本に立ち返った本筋の議論を行う必要があるとの問題意識からである。

<審議経過>

- 第1回(6月5日) 全般的討議
- 第2回(6月22日) 金融のあり方の討議
- ・ 第3回(7月17日) 金融税制の討議

2.これまでの審議状況

小委員会でこれまで取り上げられた内容は多岐にわたるが、今回、特に議 論が多かった幾つかの点について、簡単に整理してその審議状況を報告する。

わが国金融の現状と今後の方向

これについては、次のような指摘がなされた。

- ・ わが国の家計の安全資産志向は、リスク商品のリターンがアメリカ等と比べ低いこと、ペイオフの取扱い、民間金融機関への公的資金の導入や郵貯の政府保証などにより、預貯金についてリスクが十分に表面化されていないことなどの状況の下で、国民が「経済合理的」な選択を行った結果ではないか。
- ・ 日本経済の再活性化に必要な投資活動を促進するためにも、リスク負担の機会費用を低下させることが必要ではないか。

- ・ 現状では、家計部門が個別に市場に参加するには、情報の非対称性の 大きさに伴う取引コストが極めて大きいため、投資信託や年金信託など 個人が仲介機関を通じて株式を保有する仕組み、即ち、市場型間接金融 が重要ではないか。
- ・ 老人マル優のような貯蓄優遇措置も、家計の貯蓄志向の制度的要因と なっているのではないか。

市場のインフラ整備における課題

市場のインフラ整備を行っていく上での課題として、東証正会員協会による「個人投資家の証券投資に関するアンケート調査」において、株式非保有者が株式投資を行わない理由として、悪いイメージを持っているからとした回答のうち、その原因を「証券会社の株式営業が、必ずしも顧客の利益を第一に考えているとは思えない」としたものが81.8%に上っていることが取り上げられ、次のような指摘がなされた。

- ・ 証券会社の営業姿勢、公正な取引の確保や情報開示のためのインフラ 整備等において、株式市場に対する投資家の信頼確保を図ることが重要 ではないか。
- ・ 企業の株主重視の経営姿勢(コーポレートガバナンス)が重要なので はないか。
- ・ 今後は、運用を行う者の受託者責任(Fiduciary duty)を制度的に担保することがますます重要ではないか。

市場の透明性・信頼性の向上

個人投資家の市場参加を促すためには、次のとおり、株式市場の透明性 の向上による信頼回復が重要であるとの指摘がなされた。

- ・ わが国では、税制を含めた金融の仕組みの中で匿名性が許容される面があるが、これは国際的に例外的なものであり、市場の透明性を妨げているとともに、信頼性を低下させ、結果的に個人投資家の市場参加を妨げているのではないか。
- ・ 株式譲渡益に係る源泉分離課税について、匿名性を廃し課税の透明性 を高めるためにも、申告分離課税へ一本化することが必要ではないか。
- ・ 納税者番号制度についても、課税の透明性を高める観点から導入を積 極的に検討すべきではないか。

税制上の誘導措置と限界

株式市場活性化のために税制として誘導措置を講ずるべきかという問題については、理論的には排除できないとする意見もあったが、株価や株式市場の動向は、個人の資産選好など様々な要因によるものであり、税制により株価を維持することには限界があるのではないか、むしろ、株式市場という市場自体のインフラ整備が重要ではないかとの意見が多かった。

また、株式譲渡益等への課税については、短期的な株価対策として検討してもそれで株価が上昇するわけではなく、むしろ景気回復や企業価値の向上こそが、株式市場にリスクマネーを呼び込むための決定的なファクターであることに異論はなかった。

金融商品に対する税制の中立性

税制としては、様々な金融商品に対する中立性を追及する必要があり、 その際、「中立性」を如何に考えるか、次のとおり、今後検討を深めてい く必要があるとの指摘がなされた。

・ 利子、配当及び株式譲渡益に対する課税上の取扱いについて、所得の 性質(発生形態や性格)や元本である金融商品の保有実態などが異なっ ており、単純に同じ扱いにすればよいというわけではなく、各々の特有 な性格を踏まえ、それに応じた税制上の扱いを検討すべきではないか。

(以上)